

2025年4月以降保険始期用

共栄火災

全国中小企業団体中央会の

ビジネス 総合保険制度



企業総合賠償責任保険（商売の達人）

事業活動のリスクに
費用を抑えてしっかり **対策**

約 **30%**
割引



充実の
保険料
割引制度

全国中小企業団体中央会

<https://www.chuokai.or.jp/>

引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社



全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会の会員である組合・団体等にご加入の皆様へ

ビジネス 総合保険制度



取引先からの
預かりものが事務所の
火事で焼失した



休業損害の リスク

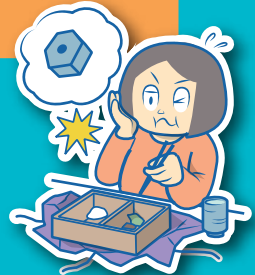
食中毒の発生に
より営業停止と
なった



台風により
工場が損壊し、
休業した



販売したお弁当に
異物が混入したことが
発覚し、リコールを実施
した



費用損害の リスク



事故によって失墜した
企業イメージの回復の
ために社告を出した



訴訟に係る費用
が発生した

事業活動には、
さまざまな

リスクがあります。

「ビジネス総合保険制度」は、事業活動のさまざまなリスクに備える保険です。

経営者の みなさま必見!

BCP(事業継続計画)や社内外のトラブルなど、中小企業のリスクマネジメントに関するヒントや解決策をご覧いただけるポータルサイトです。



賠償責任の リスク

製造したオープンレンジの欠陥が原因で火災が発生し、購入したお客さまの自宅が焼失した



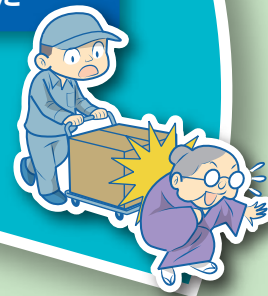
床が濡れていたためお客さまが滑って骨折した



作業中のフォークリフトがぶつかり工場視察中のお客さまがケガをした



搬入中の荷物がぶつかりお客さまがケガをした



サイバー攻撃の リスク

不正アクセスにより顧客の個人情報流出した



サイバー攻撃を受けたことにより多額の調査・復旧費用が発生した



社内システムへのサイバー攻撃により業務が停止した



おすすめ!

こんな
お悩みは
ありませんか

- ▶ 事業のさまざまなリスクに備えたい
- ▶ 必要な補償を選んで保険料を安く抑えたい
- ▶ 契約の手続きや管理はカンタンな方がいい

ビジネス総合保険制度が

事業活動をしっかりサポート!
お取引先からの信頼を守ります。

さまざまな リスクを トータルサポート

その

1

生産物(PL)

管理中車両危険

保管物

事業活動を取り巻くさまざまなリスク(施設危険・生産物(PL)危険・管理中車両危険・保管物危険・サイバーリスクなどの賠償責任リスク、休業、リコールなど)や各種費用(生産物自体の損害および回収費用・企業イメージ回復費用・訴訟対応費用など)をひとつのご契約で包括的に補償します。

その 2 お客さまの ご要望に合わせて 必要な補償を選択

さまざまなリスクに対応できる補償をご用意しています。
その中から、お客さまの抱えるリスクにあった補償を選択することができます。

詳細は
5-6
ページ


お手続き・管理は カンタン

日本国内の**全施設、全生産物等を包括的に補償し**、
また、**ご契約期間の途中で店舗、工場等の追加が
あった場合でも自動的に補償**します。

**サイバーリスクも
まるごと補償!**

その 5



**ビジネス
総合保険制度** 
なら
加入モレの心配は
不要です!



一般加入より保険料が
約30%割安

この制度固有の割引の適用により、
この制度以外でのご加入に比べ
保険料が約30%割引となります。

その 3

充実の保険料割引制度

詳細は
14
ページ

上記割引に加え、各種割引制度をご用意しています。

その 4

割引名	割増引率
フリート契約割引	5%割引
防災割引	(注)フリート契約割引・防災割引の併用はできません。
認証割引	10%割引
無事故割引	10%割引
食品衛生監視票割増引	50%割増～20%割引

ご契約者向け サービスが充実

詳細は
11-12
ページ

その 6

事業者相談サービス	税務や法律に関する電話相談を無料でご利用いただけます。
サポート企業の 紹介サービス	①専門事業者紹介サービス ②事故発生時サポートサービス ③リコールサポートサービス

補償の全体像

2つの基本補償とオプション補償をご用意しました。
お客さまのご要望に合わせて、必要な補償を選択することができます。

ビジネス
総合保険制度

ワイドプラン

ベーシックプラン

基本補償

施設危険補償

- 床が濡れていたためお客さまが滑って骨折した。
- 搬入中の荷物がぶつかりお客さまがケガをした。



生産物(PL)危険補償

- 提供した食事が原因でお客さまが食中毒となり、入院した。
- 製造したオープンレンジの欠陥が原因で火災が発生し、購入したお客さまの自宅が焼失した。



保管物危険補償

お客さまから預かった衣類を紛失してしまっただ。



生産物自体の損害および回収費用補償

販売した自転車の欠陥が原因でお客さまがケガをしたため、回収を行った。

(注) 生産物(PL)危険を補償する場合のみ補償



初期対応費用補償

設置していた看板が落ち、通行人にケガをさせてしまった。その際に事故現場の片付けを行い、費用がかかった。



オプション補償

おすすめ! サイバーリスク補償

業務用のパソコンがウイルスに感染し、社内のデータベースに保存されている顧客データが流出した。



サイバー攻撃
説明動画

サイバーリスク

IT機器等の機能が停止することによって、数日にわたって業務ができず、利益損失が生じた。

(注) サイバーリスク補償をセットする場合のオプション補償です。

構内工作車補償

作業中のフォークリフトがぶつかり工場視察中のお客さまがケガをした。



追加被保険者・交差責任補償(販売人用)

製品の欠陥により、販売店が訴えられた。
(注1) 記名被保険者が製造業の場合に販売人を被保険者に追加します。
(注2) 生産物(PL)危険補償をセットする場合のオプション補償です。



共済火災がお支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて総支払限度額が限度です。

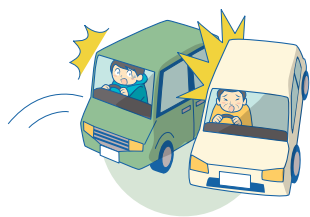
保険期間中の総支払限度額

5,000万円または1億円～10億円(1億円単位)の中から選択可能

5,000万円 / 1億円 / 2億円 / 3億円 / 4億円 / 5億円 / 6億円 / 7億円 / 8億円 / 9億円 / 10億円

管理中車両危険補償

駐車場に保管中のお客さまから預かった自動車を、入替作業の際に他のお客さまの自動車にぶつけてしまった。



対物超過費用補償

お客さまのものを壊してしまい、時価額を超える修理費用を請求された。



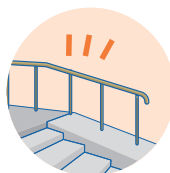
人格権侵害補償

お客さまを万引き犯と間違えてしまった。このことにより、名誉を傷つけられたとして訴えられた。



企業イメージ回復費用補償

事故によって失墜した企業イメージの回復のために社告を出した。



事故再発防止費用補償

身体障害の事故の発生に伴い、再発防止のための施設の修理・改修を行った。



経済的損害補償

身体障害を生じさせた製品を使用停止にしたことにより、供給先に経済的損害が発生し、損害賠償請求された。
(注)生産物(PL)危険を補償する場合のみ補償



訴訟対応費用補償

訴訟のために必要な書類の作成に費用がかかった。

利益補償



休業補償

台風により工場が損壊し、1か月間業務ができず、利益損失が生じた。



リコール補償(食品製造・販売業向け)

販売した食品への異物混入が判明したため、社告を出してリコールを実施した。



財物損壊を伴わない使用不能損害補償

ガス漏れが発生し、隣接店舗も避難を余儀なくされたため、後日休業損害を請求された。



食中毒・特定感染症利益補償(食品製造・販売業等向け)

販売したお弁当によって食中毒が発生し、休業したため利益損失が生じた。



賃借施設失火賠償責任補償

賃借している店舗が調理中の火事によって焼失したため、オーナーから損害賠償請求された。



基本補償















補償対象
(必須補償)



補償対象
(補償対象外特約あり)

— 補償対象外

ビジネス 総合保険制度

プラン		補償の種類
ワイド	ベーシック	
○	○	 施設危険補償
○	○	 生産物(PL)危険補償
○	○	 管理中車両危険補償
○	○	 保管物危険補償
○	○	 生産物自体の損害および 回収費用補償 <small>(注)生産物(PL)危険を補償する場合のみ補償</small>
○	○	 初期対応費用補償
○	○	 対物超過費用補償
○	—	 人格権侵害補償
○	—	 企業イメージ回復費用補償
○	—	 事故再発防止費用補償
○	—	 経済的損害補償 <small>(注)生産物(PL)危険を補償する場合のみ補償</small>
○	—	 訴訟対応費用補償

施設危険補償条項、生産物(PL)危険補償条項、管理中車両危険補償条
①損害賠償金 ②損害防止費用 ③応急手当等費用 ④争訟費用
(注)①の保険金には、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判

補償の概要	支払限度額 (1事故・保険期間中)	自己負担額 (1事故あたり)
施設(昇降機を含みます。)の所有・使用・管理に起因する事故および業務遂行中の事故により生じた損害賠償責任を補償します。	総支払限度額と同額	なし
製造・販売した商品や製品に起因する事故および被保険者の仕事の結果により生じた損害賠償責任を補償します。		
お客さまから預かった自動車の盗難、破損等により生じた損害賠償責任を補償します。	500万円	5万円
お客さまからの預かり物やレンタル品の盗難、破損等により生じた損害賠償責任を補償します。	500万円	5,000円
事故の直接の原因となった商品・製品自体の損害や、他の事故の発生防止のために行う回収等の費用を補償します。	500万円	なし
施設危険補償、生産物(PL)危険補償、管理中車両危険補償または保管物危険補償の対象となる事故が発生した場合において、事故現場の取り片付けや原因調査のための費用を補償します。また、身体障害に対する見舞金等の費用を補償します。	1,000万円 見舞費用 (1被害者につき10万円)	なし
施設危険補償、生産物(PL)危険補償の対象となる事故が発生した場合において、他人の財物を損壊させてしまい、その修理費用が財物の時価額を超える場合の差額費用を補償します。	100万円 (注)1事故支払限度額であり、保険期間中支払限度額ではありません。	なし
人格権侵害(不当な身体の拘束または口頭・文書・図画による自由・名誉・プライバシーの侵害)や宣伝侵害(著作権の侵害または他人や他人の商品・役務等に対する誹謗・中傷による権利侵害)により生じた損害賠償責任を補償します。 (注)宣伝侵害により生じた損害賠償責任については、生産物(PL)危険を補償する場合のみ補償します。	1,000万円 (1被害者につき100万円)	なし
事故の発生によって失墜した企業イメージを回復するために共栄火災の承認を得て支出した広告宣伝等の費用を補償します。	1,000万円	なし
事故の原因が施設である場合や生産物に起因する場合において、他人の身体障害による事故の再発防止のための以下の費用(事故再発防止費用)を補償します。 ●事故の原因となった施設の修理、改修等の費用 ●その生産物を製造・販売するための機械・設備等の修理、改修等の費用	500万円	なし
身体障害を生じさせた商品や製品の供給を停止したことによる、供給先の営業停止等に対する損害賠償責任を補償します。	1,000万円	なし
第三者から提起された損害賠償請求訴訟についての書類作成等の費用を補償します。	1,000万円	なし

項、保管物危険補償条項に基づきお支払いする保険金の種類は次の①～⑥です。

⑤保険会社への協力費用 ⑥示談交渉費用

決日までの遅延損害金を含みます。また、被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。

オプション 補償

ビジネス
総合保険制度 

補償の種類	補償の
<h2>サイバーリスク補償</h2> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid orange; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-right: 20px; color: white; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">おすすめ!</div>  </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">  <small>サイバー攻撃 説明動画</small> </div>	<p>個人情報・法人情報の漏えい(または漏えいのおそれ)、ネットワーク攻撃により生じた損害賠償金・各種費用を補償します。</p> <p>①損害賠償が請求された場合に補償される損害賠償金・各</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 損害賠償金 ● 争訟費用 <p>②損害賠償が請求された場合、または請求されるおそれが</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 見舞金・見舞品購入費用 ● 事故原因・被害範囲調査費用 ● 被害拡大防止費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク切断、情報隔離、サービス停止等のための費用 ・風評被害の拡大防止のための費用 <p>また、個人情報・法人情報の漏えい(または漏えいのおそれ)やネットワーク隔離、サービス停止等のための費用やサイバー攻撃の調査</p>
<h2>サイバーリスク 利益補償</h2> <p>(注)サイバーリスク補償をセットする場合のみ付帯できます。</p> 	<p>ネットワークを構成するIT機器等の機能が2時間を超えて継続し継続費用*を補償します。</p> <p>※日本国内で発生した費用に限ります。</p>
<h2>休業補償</h2> 	<p>次の不測かつ突発的な事故によって被保険者が占有する建物、害された場合の喪失利益、収益減少防止費用を補償します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 火災、落雷、破裂・爆発 ● 風災・雹(ひょう)災・雪災 ● 物体落下・飛来、破壊行為 ● 漏水等による水濡れ <p>また、ユーティリティ設備が損害を受け、電気・ガス・熱・水道・電用を補償します。</p> <p>(注)保険金お支払いの対象期間は3か月です。</p>
<h2>リコール補償</h2> <p>(注)食品製造・販売業向けのオプション補償です。</p>	<p>被保険者が製造・加工または販売した生産物(食品のみ)の欠陥によって被る損害を補償します。</p>
<h2>構内工作車補償</h2>	<p>施設構内*1のフォークリフトなどの工作車*2により他人の身体障ることによって被る損害を補償します。*3</p> <p>*1 道路法、道路運送法に定める道路を除きます。 *2 登録番号標、車両番号標または標識番号標のある工作車を *3 保険金のお支払いは、自賠責保険および自動車保険が優先</p>
<h2>財物損壊を伴わない使用不能 損害補償</h2>	<p>被保険者が他人の財物を損壊することなく使用不能等としたことに補償します。</p>
<h2>食中毒・特定感染症利益補償</h2> <p>(注1)食品製造・販売業等向けのオプション補償です。 (注2)生産物(PL)危険を補償する場合のみ付帯できます。</p>	<p>食中毒や特定感染症の発生により、飲食品の製造・販売業を営ん防止費用を補償します。</p> <p>(注)保険金お支払いの対象期間は1か月です。</p>
<h2>賃借施設失火賠償責任補償</h2>	<p>被保険者の管理する賃借施設の管理・使用に起因する偶然な事借施設を修理した場合の修理費用を負担することによって被る損</p>

概要	支払限度額 (1事故・保険期間中)	自己負担額 (1事故あたり)
<p>事故またはこれらを引き起こす(または引き起こすおそれのある)サイ 種費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 権利保全行使費用 ● 訴訟対応費用 <p>ある場合に補償される各種費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事故対応費用 ● 広告宣伝活動費用 ● 再発防止費用 ● コンサルティング費用 ● クレジットモニタリング費用 ● データ復旧費用 <p>トワーク事故を伴わないサイバー攻撃により生じたネットワーク切断、 のための費用を補償します。</p>	<p>[賠償損害] 3,000万円 5,000万円 1億円</p> <p>[費用損害] 上記の10%・20%・30% ただし、見舞金・見舞品購入費用につ いては、被害者が個人の場合は1被害者 につき500円限度、被害者が法人の場 合は1被害者につき3万円限度</p>	なし
<p>て停止することによって発生した喪失利益・収益減少防止費用・営業</p>	<p>[喪失利益および 収益減少防止費用] 1,000万円</p> <p>[営業継続費用] 1,000万円</p>	<p>[喪失利益および 収益減少防止費用] 100万円</p> <p>[営業継続費用] 100万円</p>
<p>設備・什器(じゅうき)等、商品・製品等の罹災により、営業が休止・阻 ● 水災 ● 盗難 ● 建物電氣的・機械的事故 ● その他の不測かつ突発的な事故</p> <p>信等の機能が中断・阻害された場合の喪失利益、収益減少防止費</p>	<p>年間営業収益×利益率※ または5,000万円のいずれか低い額</p> <p>※利益率 利益率とは、直近の会計年度(1か年間) において、次の算式により得られた割合を いいます。</p> $\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ <p>ただし、同期間中に営業損失(営業費用 から営業収益を差し引いた額)が生じた ときは、次の算式により得られた割合を いいます。</p> $\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$	なし
<p>起因し、リコールを実施することにより生じた各種費用を負担すること</p>	<p>1,000万円・3,000万円・5,000万円</p> <p>(信頼回復のための 広告宣伝活動等費用 : 上記の25%) 在庫品廃棄費用 : 200万円 縮小支払割合90%(ただし、コンサル ティング費用、在庫品廃棄費用は 縮小支払割合の適用なし)</p>	なし
<p>害・財物損壊が発生し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担す 除きます。 されます。</p>	<p>総支払限度額と同額</p>	なし
<p>より、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を</p>	<p>1,000万円</p>	なし
<p>でいる被保険者の営業が休止・阻害されたときの喪失利益・収益減少</p>	<p>被保険者の業種・売上高に応じ 自動的に1事故保険金額を設定</p>	なし
<p>故について、貸主に対する損害賠償責任または自己の費用により賃 害を補償します。</p>	<p>1,000万円・2,000万円・3,000万円 (修理費用:500万円)</p>	<p>1,000円 (修理費用:なし)</p>

おすすめポイント

P3-4

補償の全体像

P5-6

基本補償

P7-8

オプション補償

P9-10

ご契約者向けの
サービス

P11-12

ご加入の条件等
お手持のフローチャート

P13-14

保険金のお支払い
について

P15-20

重要事項説明書

P21-23

ご契約者向けのサービス

事業者相談サービス

「ビジネス総合保険制度」をご契約いただいた場合は、下記の**電話相談を無料で**ご利用いただけます。
 (注) 下記サービスのご利用は、「ビジネス総合保険制度」のご契約者である法人・個人事業主およびその従業員に限ります。

健康・介護相談サービス	健康・介護に関して、専門のスタッフが毎日の健康づくりや、病気の症状などについての相談をお受けします。
専門医相談サービス	専門医が電話相談をお受けします。セカンドオピニオンや近くに専門病院がない場合に有効です。
労務相談サービス	労務関係のご質問や公的年金のご相談について社会保険労務士が電話相談をお受けします。
税務相談サービス	消費税や法人税等、税金に関するさまざまな相談に税理士が電話でお答えします。
法律相談サービス	業務上のトラブルや日常生活におけるトラブルの相談等、さまざまな法律相談に弁護士が電話でお答えします。

サポート企業の紹介サービス

① 専門事業者紹介サービス

お客様のサイバーセキュリティ強化のため、専門事業者をご紹介します。
 本サービスは、「サイバーリスク補償特約」をセットされたお客様がご利用いただけます。詳細は共栄火災営業店にご連絡ください。

サービスの種類	内容
セキュリティ教育サービス(講習会)	標的型攻撃メール訓練サービスの提供や従業員教育(講習会)のための講師派遣を行います。
[ISO27001認証]取得 コンサルティングサービス	継続的な情報セキュリティ向上に取り組むための国際規格であるISO27001の認証取得を支援します。

② 事故発生時サポートサービス

情報漏えいやサイバー攻撃によって、被害の調査・公表や被害者(個人情報の本人)への謝罪等の対応をしなければならない緊急時にお客さまを総合的にサポートするため、サービス提供会社をご紹介します。
 本サービスは、「サイバーリスク補償特約」をセットされたお客様がご利用いただけます。詳細は共栄火災営業店にご連絡ください。



■ 事故発生時サポートサービスの各種サポート機能

サポート機能の種類	サポート機能の内容
調査対応支援	● 事故原因究明調査の実施 ● 影響範囲調査の実施 など
応急対応支援	● 被害拡大防止策のアドバイスの提供 ● 被害拡大防止のための応急処置の実施 など
コールセンター支援	● コールセンター設置の支援 ● コールセンター運用の支援 など
緊急時広報支援	● 記者会見、新聞広告や報道発表のための資料チェックの実施 ● SNS炎上の状況確認とアドバイスの実施 など
信頼回復支援	● セキュリティロードマップの作成支援 ● ISO27001認証取得の支援 など

流れ
 サポートサービスの
 事故発生時

お客さまから専門事業者へサービス利用の連絡をしていただく必要があります。



ご契約者向けのサービス

サポート企業の紹介サービス

③ リコールサポートサービス

食品リコール事故への体制整備を検討されるお客さまに対して、リコールに関するさまざまなノウハウを持つ企業をご紹介します。本サービスは、「リコール特約」をセットされたお客さまがご利用いただけます。詳細は共栄火災営業店にご連絡ください。

紹介企業 ヤマト運輸

(注)上記標章は、ヤマトホールディングス株式会社の登録商標です。

リコールサポートサービスの概要

回収業務を
トータルサポート

回収方法のプランニング
告知

電話・WEB受付

システム連携

良品(代替品)の発送

製品回収

保管・検品

返金等のアフターフォロー

ワンストップ
トレーシング
システム

日頃からの体制整備で迅速な対応を！

注意

- サービス利用時には、お客さまとサービス提供会社で個別に契約を締結する必要があります。
- ①、③のサービスは有料サービスです。サービス提供会社から提供されるサービスの費用等はお客さまの自己負担となります。なお、③のサービスの一部の費用はリコール特約の補償対象となる場合があります。
- ②のサービス提供会社から提供されるサービスの費用は、サイバーリスク補償特約の費用損害の支払限度額を上限に、共栄火災から保険金としてお客さまにお支払いします。なお、保険金がお支払いできない場合には、サービス提供会社から提供されるサービスの費用はお客さまの自己負担となります。
- お客さまがサービスのご利用を希望された場合でも、サービス提供会社によるサービス提供まで一定期間がかかる場合やサービス提供ができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

- 各サービスのご利用方法につきましては、保険証券に同封いたします「ご契約者向けサービスのご案内」をご確認ください。
- 各サービスは、2025年4月現在のものとなります。予告なくサービスを変更し、または停止することがありますのであらかじめご了承ください。

ご加入の条件等

保険契約者

この保険契約は、全国中小企業団体中央会を保険契約者とする団体契約です。

加入者(記名被保険者)

この保険は、全国中小企業団体中央会または都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している事業者が対象となります。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

また、次の2つの条件を満たす事業者の方を対象としています。

- ①売上高50億円以下の中小企業、法人および個人事業主の方
- ②食品製造・販売業、製造業(自ら販売を行う場合を含みます。)、販売業、サービス業*の方

※対象となるサービス業は次のとおりです。

・理容室、美容室 ・カルチャースクール ・スポーツ施設 ・ゴルフ場 ・写真館、現像所 ・冠婚葬祭業 ・レンタルDVD店
・パチンコ店、ゲームセンター ・キャンプ場 ・映画館、劇場 ・遊園地、テーマパーク ・カラオケボックス ・社会福祉事業団体
・不動産賃貸業 ・印刷製本業 ・学校教育(幼稚園、小学校等) ・道路旅客運送業 ・物品賃貸業 ・保険業 ・広告業 ・道路貨物運送業 など

※以下のサービス業が主となる事業者の方は、この保険ではお引き受けできません。

・保育所等の児童福祉事業 ・老人福祉、介護事業 ・障がい者福祉事業 ・不動産代理仲介業 ・不動産売買業 ・自動車賃貸業 など

(注) その他、お引き受けできない業種があります。また、建設業を兼業している場合、別途ご契約が必要です。
詳細については、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。

保険適用地域

補償対象となるのは、日本国内で発生した事故に限ります。

保険期間と保険始期

保険期間は1年です。加入の申込みは随時受付しており、加入手続き月の翌月1日が保険始期となります。

保険料のお見積りにあたって

年間の総売上高の把握が可能な、直近会計年度の総売上高をご申告いただきます。建設業が事業に含まれる場合には、建設業による売上高を除いてご申告ください。ご契約時は、確定保険料特約をセットし、「確定保険料算出基礎申告書」をご提出いただきます。

(注) 詳細については、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。

支払限度額(ご契約金額)

保険期間中の総支払限度額を5,000万円または1億円~10億円(1億円単位)の中からお選びいただけます。
また、次のオプション補償については、保険期間中の支払限度額を次の金額からお選びいただけます。

補償の種類(特約名)	保険期間中の支払限度額
サイバーリスク補償(サイバーリスク補償特約)	【賠償損害】3,000万円、5,000万円、1億円* 【費用損害】上記の10%、20%、30% ※保険期間中の総支払限度額が5,000万円の場合、1億円の選択はできません。
休業補償(休業補償特約)	個別に設定(5,000万円限度)
リコール補償(リコール特約)	1,000万円、3,000万円、5,000万円
賃借施設失火賠償責任補償(賃借施設失火賠償責任補償特約)	1,000万円、2,000万円、3,000万円

保険料のお支払い

加入者の支払う保険料はご指定の預金口座から保険始期月の翌月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に引き落とされます*1~5。
なお、通帳には「キョウエイBS」*6と印字されます。

※1 月払の場合は以降毎月27日に引き落とされます。

※2 加入者ごとに保険料のほか制度維持費(全国中小企業団体中央会の事務手続費用等に充当する費用)のお支払いが必要になります。一時払の場合は年間保険料に制度維持費300円(税込)、月払の場合は毎月の保険料に制度維持費300円(税込)が加算されます。

※3 制度維持費はインボイス交付対象です。適格請求書発行事業者:全国中小企業団体中央会(登録番号T2010005005900)

※4 新規加入時の第1回目の保険料が引き落としできなかった場合は、その翌月に再度保険料を引き落とします。(月払の場合は2か月分の保険料)このとき保険料の引き落としができなかった場合は、加入のお申し込みが不成立となり保険責任は開始しません。

※5 月払の場合、第2回目以降の保険料の引き落としができなかった場合は、その翌月に2か月分の保険料を引き落とします。このとき保険料の引き落としができなかった場合は、最初の引落不能月の前月1日午後4時にさかのぼって契約が解除されます。

※6 金融機関により通帳印字が異なるケースがあります。

お手続きのフローチャート

ご契約のお手続きは**カンタン**です。

1 お見積りに必要な情報をお伺いします。

お客さまの業種と直近会計年度の総売上高をご申告ください。

2 補償内容をお選びください。

2つの基本補償(ワイドプラン・ベーシックプラン)とオプション補償からご要望に合わせて必要な補償をお選びください。

3 支払限度額をご選択ください。

1事故・保険期間中の総支払限度額※について、5,000万円または1億円～10億円(1億円単位)の中からお選びください。

※「総支払限度額」は、施設危険補償、生産物(PL)危険補償、構内工作車補償を含む全ての補償に適用されます。また、その他の補償には、補償の種類ごとに設定される支払限度額が適用されます。

4 各種割引制度

この制度固有の割引の適用により、この制度以外でのご加入に比べ保険料が**約30%割引**となります。
上記割引に加え、各種割引制度をご用意しています。

割引名	適用条件	割増引率
フリート契約割引	フリート契約(優良割引率20%以上)またはノンフリート多数契約割引適用契約(全車7等級以上)の自動車保険にご加入の場合	5%割引 (注)フリート契約割引・防災割引の併用はできません。
防災割引	防災割引チェックリストの割引条件を満たす場合	
認証割引	ISO9000・14000・22000シリーズ、HACCP認証、GLOBAL GAP、JGAP、生協GAP、FSSC認証のいずれかを認証されている場合	10%割引
無事故割引	ご契約いただいた2年目以降において、過去1年間に保険金のお支払いがなかった場合	10%割引
食品衛生監視票割増引※	リコール特約および食中毒・特定感染症利益補償特約について、食品衛生監視票の採点結果が確認できる場合	50%割増～20%割引

※食品衛生監視票割増引は、リコール特約(5%割引～10%割引)および食中毒・特定感染症利益補償特約(50%割増～20%割引)にのみ適用されます。

(注)各種割引制度の適用には、共栄火災が指定する資料の提出が必要です。詳細については、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。

5 保険料お見積り

お伺いした条件から保険料のお見積りをさせていただきます。

6 加入依頼書でご契約

お見積りをご確認のうえ、ご契約を検討ください。
1枚の加入依頼書でご契約いただくことが可能です。

保険金のお支払いについて

補償の種類	保険金をお支払う場合	保険金をお支払いできない主な場合
共通		<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険契約者・被保険者の故意によって生じた賠償責任 ○ 被保険者と他人の間にある損害賠償に関する特別の約定により加重された賠償責任 ○ 被保険者の使用人が業務中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ○ 戦争・変乱・暴動・騒じょう・労働争議または地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する賠償責任 ○ 排水・排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任 ○ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任 ○ 石綿または石綿の代替物質の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任 ○ 被保険者・第三者が廃棄したものに起因する賠償責任 ○ 身体の障害を被った者の労働能力の喪失・減少によって、その者の属する企業、法人、国または地方公共団体その他の団体が被った損失に起因する賠償責任 ○ 日本国外で発生した事故による損害 ○ サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害* <p style="text-align: right;">など</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※「ビジネス総合保険制度(企業総合賠償責任保険)」では、次の①～③の損害を除き、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害に対して保険金をお支払いすることはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サイバーリスク補償特約をセットした場合に補償される損害 ② 休業補償特約をセットした場合に補償される損害のうち、サイバー攻撃により生じた事象に起因して保険の対象(ユーティリティ設備は除きます。)に火災または破裂・爆発が生じたことに起因する損害 ③ 賃借施設失火賠償責任補償特約をセットした場合に補償される損害のうち、サイバー攻撃により生じた事象に起因して賃借施設に火災または破裂・爆発が生じたことに起因する損害 </div>
施設危険補償条項	<p>被保険者が次の①・②の事故により、他人の身体の障害および財物の損壊について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 記名被保険者の施設(昇降機を含みます。)の所有・使用・管理に起因する事故 ② 施設の用法に伴う保険証券記載の仕事の遂行に起因する事故 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機・自動車または施設外の船・車両・動物の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ○ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ○ 記名被保険者またはその使用人等が行う診療・治療・看護・疾病の予防・死体の検案、医薬品・医療用具の調剤・調整・鑑定・販売・授与・授与の指示、身体美容・整形、あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復等に起因する賠償責任 ○ 弁護士、会計士、建築士、設計士等の資格に基づいて行う行為に起因する賠償責任 ○ 建設、組立、土木その他の工事の遂行に起因する賠償責任 ○ 石油物質が公共水域へ流出したことに起因して、水の汚染による財物の損壊または漁獲高の減少・漁獲物の品質低下に起因する賠償責任 ○ 汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出に起因する賠償責任(急激かつ偶然なものである場合を除きます。) ○ 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>
生産物(PL)危険補償条項	<p>記名被保険者によって製造・販売された保険証券記載の生産物が他人に引き渡された後、その生産物に起因する事故または記名被保険者の仕事の結果により、他人の身体の障害および財物の損壊について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払います。</p> <p>(注) 記名被保険者が製造業者の場合、追加被保険者・交差責任補償特約(販売人用)をセットすることにより、記名被保険者のほかに、記名被保険者の生産物の販売人(販売業者)を被保険者として追加することができます。(例えば、メーカーが自社製品の製造責任としてスーパーなどの小売業者を被保険者に含めることができます。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者の故意・重過失により法令に違反して製造・販売した生産物に起因する賠償責任 ○ 生産物が被保険者の意図した効能・性能を発揮できなかったことに起因する賠償責任 ○ 生産物の長期にわたる使用により、有害物質が蓄積した結果生じた身体の障害に起因する賠償責任 ○ 汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出に起因する賠償責任(急激かつ偶然なものである場合を除きます。) ○ 自動車・鉄道・船舶・航空機およびそれらの部品の製造・販売に起因する賠償責任 ○ 医薬品・農薬・殺虫剤・殺菌剤・化学薬品・医療用具・医療器具・武器・弾薬の製造・販売に起因する賠償責任 ○ 鉱業・採石業の産出品に起因する賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>

補償の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>管理中車両危険補償条項</p>	<p>仕事の遂行に伴って、被保険者が管理する他人の自動車^{*1}^{*2}が次の①・②の期間に損壊・紛失し、または盗取・詐取され、自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>①自動車が被保険者の保管施設内で管理されている間 ②自動車が被保険者の業務の遂行過程として一時的に保管施設外で管理されている間</p> <p>※1 次のア.～エ.の者が所有する自動車を含みません。 ア. 被保険者の法定代理人 イ. 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関 ウ. 被保険者の使用人 エ. 被保険者の同居の親族</p> <p>※2 被保険者が借入れているリースカー、レンタカー等の借用自動車を含みません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険契約者、記名被保険者、被保険者の法定代理人、記名被保険者の使用人・同居の親族が行ったまたは加担した盗取・詐取に起因する賠償責任 ○ 自動車の代車費用や休車損害など自動車の使用不能(収益減少を含みます。)に起因する賠償責任(盗取・詐取による場合を除きます。) ○ 記名被保険者、被保険者の法定代理人、記名被保険者の使用人・同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊・紛失・盗取・詐取に起因する賠償責任 ○ 自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊・紛失・盗取・詐取に起因する賠償責任 ○ 記名被保険者の下請負人が管理している間の自動車の損壊・紛失・盗取・詐取に起因する賠償責任 ○ 通常の作業工程で生じた修理・点検・加工の拙劣、仕上不良等による自動車の損害に起因する賠償責任(これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。) ○ 無免許運転中・酒気帯び運転中に生じた自動車の損壊・紛失・盗取・詐取に起因する賠償責任 ○ 燃料・ボディーカーバー・洗車用品・装飾品・積載物の損害に対する賠償責任 ○ 法令により自動車への定着・装備が禁止されている部品・付属品の損害に対する賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>保管物危険補償条項</p>	<p>被保険者が管理・使用する他人の財物(以下、「保管物」といい、自動車・不動産を除く)が次の①・②の期間に損壊・紛失し、または盗取され、保管物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>①保管物が被保険者の保管施設内で管理・使用されている間 ②保管物が被保険者の業務の目的に従って管理・使用されている間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者の代理人またはその使用人が行ったまたは加担した盗取に起因する賠償責任 ○ 保管物の使用不能によって発生した寄託者の営業損害や代替品の借用等に要した費用に起因する賠償責任 ○ 記名被保険者の使用人が所有・私用する財物の損壊・紛失・盗取に起因する賠償責任 ○ 貨幣・紙幣・有価証券・印紙・切手・証書・帳簿・宝石・貴金属・美術品・骨とう品・勲章・き章・稿本・設計書・ひな型・その他これらに類する保管物の損壊・紛失・盗取に起因する賠償責任 ○ 保管物の性質・欠陥・ねずみ食い・虫食いに起因する賠償責任 ○ 屋根・扉・窓・通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ○ 被保険者が借用する不動産の損壊に起因する賠償責任 ○ 保管物が寄託者または貸主に返還された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された保管物の損壊に起因する賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>生産物自体の損害および回収費用補償追加特約 (注)生産物(PL)危険を補償する場合のみ補償</p>	<p>生産物(PL)危険補償条項に基づき、事故に対して保険金をお支払いする場合において、事故の直接の原因となった生産物自体の損害(生産物が使用できないことによる営業損失等の使用不能損害を除きます。)や、被保険者が同一の原因による他の事故の発生を防止するために要した回収等の費用のうち、共栄火災が必要かつ妥当と認められた次のア.～キ.の費用に対して保険金をお支払いします。</p> <p>ア. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等による社告費用 イ. 通信費用 ウ. 輸送費用 エ. 臨時に借用した倉庫等の賃借費用 オ. 人件費(通常要する人件費を超える部分) カ. 出張費・宿泊費 キ. 廃棄費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産物の修理の不備によって生じた費用 ○ 代替品の欠陥によって生じた費用 ○ 回収等の欠陥、技術の拙劣等により通常の回収等の費用以上に支出した費用 ○ 生産物の回収等に関して特別の約定がある場合において、その約定により通常の回収等の費用以上に支出した費用 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>初期対応費用補償特約</p>	<p>施設危険補償条項、生産物(PL)危険補償条項、管理中車両危険補償条項または保管物危険補償条項において、ご契約で補償対象となる事故が発生した場合において、被保険者が初期対応を行うために支出した社会通念上妥当な次のア.～キ.の費用に対して保険金をお支払いします(結果として被保険者に法律上の賠償責任が発生しないことが判明した場合でも保険金をお支払いします。)</p> <p>ア. 事故現場の保存費用、事故状況調査・記録費用、写真撮影費用 イ. 事故原因調査費用 ウ. 事故現場の取り片付け・清掃費用 エ. 記名被保険者の使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費 オ. 通信費用 カ. 身体の障害について、被保険者が支払った見舞金(香典を含みます。) キ. 上記ア.～カ.に準じる費用</p>	

保険金のお支払いについて

補償の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
対物超過費用 補償特約	施設危険補償条項もしくは生産物(PL)危険補償条項に基づき、被保険者が他人の財物を損壊させたことにより保険金が支払われる場合に、以下の条件を満たす場合に対物超過復旧費用*を支払いします。 ①当社が対物超過復旧費用*の発生を認めること ②被害者が財物を再調達または修理すること ※修理費用が財物の時価額を上回ると認められる場合において、被保険者が法律上の賠償責任を超えて負担する費用をいい、修理費用から財物の時価額を差し引いた額をいいます。	
人格権侵害補償特約	被保険者が次の①～③に起因して発生した人格権侵害* ¹ または宣伝侵害* ² により法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ①記名被保険者の施設(昇降機を含みます。)の所有・使用・管理 ②修理証券記載の仕事の遂行 ③記名被保険者によって製造・販売された保険証券記載の生産物(生産物(PL)危険を補償する場合のみ) ※1「人格権侵害」とは、不当な身体の拘束または口頭・文書・図面その他これらに類する表示による他人の自由・名誉・プライバシーの侵害をいいます。 ※2「宣伝侵害」とは、生産物に関して行われた広告・宣伝により発生した、他人の著作権の侵害または他人や他人の商品・役務等に対する誹謗・中傷による権利侵害をいい、生産物(PL)危険を補償する場合のみ対象となります。	○被保険者の犯罪行為に起因する賠償責任 ○保険期間の開始日の1年前の応当日より前に行われた行為に起因する賠償責任 ○広告事業・出版事業・放送事業に起因する賠償責任 ○契約違反による宣伝侵害に起因する賠償責任 ○生産物の価格・品質・性能に関する宣伝の過誤に起因する賠償責任 ○個人情報・法人情報の漏えいに起因する賠償責任 ○採用・雇用・解雇に関して、被保険者・被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任 ○被保険者に対して日本国外でなされた損害賠償請求による賠償責任 など
企業イメージ回復 費用補償特約	施設危険補償条項、生産物(PL)危険補償条項、管理中車両危険補償条項または保管物危険補償条項に基づき、事故に対して保険金をお支払いする場合において、被保険者が事故の発生によって失墜した企業イメージを回復するために共栄火災の承認を得て支出した次のア・イの費用に対して保険金をお支払いします。 ア. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等による社告費用・広告宣伝費用 イ. 被害者対応・イメージ回復のためのコンサルティング費用	
事故再発防止費用 補償特約	施設危険補償条項または生産物(PL)危険補償条項の「他人の身体の障害」に基づき、事故に対して保険金をお支払いする場合において、被保険者が事故の再発を防止するために共栄火災の承認を得て支出した次のア・イの費用に対して保険金をお支払いします。 ア. 事故の原因となった施設の修理、改修等の費用 イ. 事故の原因となった生産物を製造・販売するための機械、設備等の修理、改修等の費用(生産物(PL)危険を補償する場合のみ)	○通常の保守、点検、更新等の費用 など
経済的損害補償特約 (注)生産物(PL)危険を 補償する場合のみ 補償	生産物(PL)危険補償条項の「他人の身体の障害」に基づき、事故に対して保険金をお支払いする場合において、被保険者が事故の直接の原因となった生産物自体(同一の原因による他の事故発生のおそれのある同種の生産物を含みます。)の使用を停止したことにより、供給先の営業が休止し、または阻害されたために生じた経済的損害(喪失利益・収益減少防止費用)について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	
訴訟対応費用 補償特約	施設危険補償条項、生産物(PL)危険補償条項、管理中車両危険補償条項または保管物危険補償条項に基づき、事故に対して保険金をお支払いする場合において、被保険者が第三者から提起された損害賠償請求訴訟について支出した社会通念上妥当な次のア～キの費用に対して保険金をお支払いします。 ア. 意見書・鑑定書の作成依頼費用 イ. 損害賠償請求者・裁判所に提供する文書の作成費用 ウ. 増設コピー機の賃借費用 エ. 事故再現実験費用 オ. 事故原因調査費用 カ. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当・交通費 キ. 臨時雇用費用	
サイバーリスク 補償特約	被保険者が管理する個人情報・法人情報の漏えい(または漏えいのおそれ)、ネットワーク事故またはこれらを引き起こす(または引き起こすおそれのある)サイバー攻撃により、被保険者に対し日本国内において損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれがある場合に、次の①・②の損害賠償金・費用に対して保険金をお支払いします。 ①損害賠償請求がなされた場合 ア. 損害賠償金 イ. 争訟費用 ウ. 権利保全行使費用 エ. 訴訟対応費用 ②損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれがある場合* ¹ ア. 見舞金・見舞品購入費用 イ. 事故対応費用 ウ. コンサルティング費用 エ. 事故原因・被害範囲調査費用 オ. 広告宣伝活動費用 カ. クレジットモニタリング費用	次に掲げる損害賠償請求(もしくはそのおそれ)または事由に起因する損害 ○被保険者の故意 ○被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求(またはそのおそれ) ○法令違反や他人への損害を認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求(またはそのおそれ) ○初年度契約の保険期間の開始日の1年前の応当日より前に発生していた事故に起因する損害賠償請求(またはそのおそれ) ○保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合に、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求(またはそのおそれ)

補償の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>(つづき) サイバースク補償特約</p>	<p>キ.被害拡大防止費用(ネットワーク切断、情報隔離、サービス停止等のための費用および風評被害の拡大防止のための費用) ク.再発防止費用 ケ.データ復旧費用 また、個人情報・法人情報の漏えい(または漏えいのおそれ)やネットワーク事故を伴わないサイバー攻撃(またはサイバー攻撃のおそれ)が発生した場合において、被保険者が支出したネットワーク切断、情報隔離、サービス停止等のための費用およびサイバー攻撃の調査のための費用に対して保険金をお支払いします*2。 ※1 ②の保険金のお支払いに際しては、共栄火災への通知のほか、次のア.～エ.のいずれかによって事故発生の実事が客観的に明らかになる必要があります。 ア.公的機関への文書による届出・報告 イ.マスコミまたはそれに準じる手段による会見・社告・広告 ウ.被害者への文書の送付 エ.公的機関からの通報 ※2 保険金のお支払いに際しては、共栄火災への通知のほか、次のア.・イ.のいずれかによって事故発生の実事が客観的に明らかになる必要があります。 ア.公的機関からの通報 イ.被保険者が所有・使用・管理する情報システムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報または報告</p>	<p>○偽りその他不正な手段によって被保険者が取得した対象情報の漏えい(またはそのおそれ) ○対象情報が正確かつ最新でなかったために加重された損害賠償責任 ○被保険者が第三者に対象情報を提供した行為または対象情報の取扱いを委託した行為自体が対象情報の漏えいに該当するとなされた損害賠償請求(またはそのおそれ) ○被保険者が第三者から対象情報の提供を受けた行為または対象情報の取扱いの委託を受けた行為自体が対象情報の漏えいに該当するとなされた損害賠償請求(またはそのおそれ) ○サイバー攻撃が金銭等の要求を伴う場合において、その金銭等 ○被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害 ○直接であると間接であるとを問わず、戦争等 など</p>
<p>サイバースク補償追加特約(利益補償) (注)サイバースク補償特約を付帯する場合のオプション補償です。</p>	<p>ネットワークを構成するIT機器等の機能が停止(機能が正常に稼働していない状況を含みます。)することによって発生した以下の損害に対して保険金を支払います*。 ①IT機器等を用いて被保険者が日本国内で行う営業の遂行の全部または一部が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用 ②日本国内で生じた営業継続費用 ※事故が連続して2時間を超えて継続した場合に保険金支払いの対象となります。</p>	<p>次に掲げる損害賠償請求(もしくはそのおそれ)または事由に起因する損害 ○IT機器等の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先に起因する損害。(そのIT機器等の能力を超える利用が第三者の故意または加害の意図をもって行われたことを保険契約者または被保険者が立証した場合を除きます。) ○賃貸借契約等の契約の失効、解除その他の理由における終了または各種の免許の失効もしくは停止に起因する損害 ○IT機器等の操作者または監督者等の不在に起因する損害 ○政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨(暗号資産を含みます。)不安に起因する損害 ○衛星通信の機能の停止に起因する損害 ○被保険者が新たなソフトウェアもしくはコンピュータプログラムを使用した場合または改定したソフトウェアもしくはコンピュータプログラムを使用した場合には、次の①・②のいずれかに該当する事故によって生じた損害 ①通常要するテストを実施しないソフトウェアまたはコンピュータプログラムの瑕疵によって生じた事故 ②ソフトウェアまたはコンピュータプログラムの瑕疵によってテスト期間内または正式使用後1か月以内に生じた事故 ○被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害 ○直接であると間接であるとを問わず、戦争等 など</p>
<p>休業補償特約</p>	<p>次の①・②のいずれかの事由により、被保険者の営業が休止し、または阻害されたために生じた喪失利益・収益減少防止費用に対して保険金をお支払いします。 ①次のア.～ク.の事故により保険の対象*1が損害を受けたこと。 ア.火災・落雷・破裂・爆発 イ.風災・雹(ひょう)災・雪災 ウ.水災 エ.盗難 オ.物体落下・飛来、破壊行為 カ.漏水等による水濡れ キ.建物電氣的・機械的事故 ク.上記ア.～キ.以外の不測かつ突発的な事故 ②保険の対象*1のうち「被保険者が全部または一部を占有する建物等」または「被保険者が全部または一部を占有する建物等の所在する敷地内にある、被保険者の占有する物件」と配管・配線により接続しているユーティリティ設備*2が損害を受け、その機能が停止または阻害されたことにより、電気・ガス・熱・水道・工業用水道の供給または通信・電話の中継が中断または阻害されたこと。 ※1 この特約の「保険の対象」は、次の①～③に該当するものをいいます。 ①被保険者が全部または一部を占有する建物等 ②①の所在する敷地内にある、被保険者の占有する物件 ③次のア.～ウ.に該当する隣接物件 ア.①の建物等のうち、他人が占有する部分 イ.①の建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等 ウ.①の建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等</p>	<p>次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失 ○差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害(消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。) ○保険の対象の使用・管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害(被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。) ○保険の対象に対する加工、修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ○被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為・破壊行為によって生じた損害 ○保険の対象の置き忘れ・紛失によって生じた損害 ○詐欺・横領によって保険の対象に生じた損害 ○土地の沈下・移動・隆起・振動等によって生じた損害(水災、物体落下・飛来の事故によって生じた損害を除きます。) ○雨漏りおよび風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)、融雪水その他これらに類するもの吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害(建物の外壁、屋根、開口部等または屋外設備・装置の外側の部分が左記「保険金をお支払いする場合」①の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込む、浸み込むまたは漏入することによって生じた損害を除きます。) ○電球・管球類、電光掲示板、液晶ディスプレイ、その他これらに類する物に生じた損害(保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。) ○楽器について生じた次のア.・イ.のいずれかの損害 ア.弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損(保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。)</p>

保険金のお支払いについて

補償の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合				
<p>(つづき) 休業補償特約</p>	<p>※2 「ユーティリティ設備」とは、日本国内において次の①～⑥のいずれかの事業者が占有する電気・ガス・熱・水道・工業用水道または通信・電話の供給・中継設備(これらに接続している配管・配線を含みます。)をいいます。</p> <p>①電気事業法に定める電気事業者 ②ガス事業法に定めるガス事業者 ③熱供給事業法に定める熱供給事業者 ④水道法に定める水道事業者・水道用水供給事業者 ⑤工業用水道事業法に定める工業用水道事業者 ⑥電気通信事業法に定める電気通信事業者</p>	<p>イ. 音色・音質の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険の対象である動産の加工・製造に起因して生じた損害 ○ 冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊・変調・機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害(同一敷地内で発生した左記「保険金をお支払いする場合」①ア.～カ.の事故によって生じた損害を除きます。) ○ 万引きその他不法侵入・暴行・脅迫の行為をなさなかった者に保険の対象が盗取されたことによって生じた損害 ○ 保険の対象の検品・棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。) ○ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害 ○ 保険契約者・被保険者・保険金受取人の使用人・同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害 ○ 保険の対象のコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化、品質の低下、分離・復元が不可能・困難となる等の損害 ○ 1時間未満の電力の停止・異常供給により、保険の対象である商品・製品等のみが生じた損害 ○ 保険の対象の欠陥(保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。) ○ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、キャビテーション、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ○ ねずみ食い、虫食い等 ○ 保険の対象の凍結(解凍によってその保険の対象が凍結する前の状態に復旧する場合に限ります。) <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注) サイバー攻撃により生じた事象に起因して保険の対象(ユーティリティ設備は除きます。)に火災または破裂・爆発が生じたことに起因する損害に対しては、保険金をお支払いします。</p>				
<p>リコール特約 (注) 食品製造業・販売業向けのオプション補償です。</p>	<p>被保険者が製造・加工・販売した飲食物品の欠陥に起因して、日本国内に存在する飲食物品のリコールを実施するために支出した費用に対して保険金をお支払いします*。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">飲補 食食 料料 品品 のの 欠欠 陥陥</td> <td style="padding: 5px;"> <p>ア. 異物混入が生じたこと。</p> <p>イ. 食品表示基準の表示義務または食品衛生法第13条第1項に定められた規格・基準を満たさない瑕疵が生じたこと。</p> <p>ウ. 被保険者の過失によって、本来の用途・機能・性能・品質を満たさないうまま飲食物品が販売・供給されたこと。</p> <p>エ. 飲食物品の成分、効能、取扱い等について誤った表示の記載・貼付・添付が行われたこと。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">補補 償償 対対 象象 とと なな るる 費費 用用</td> <td style="padding: 5px;"> <p>ア. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用</p> <p>イ. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用またはこれを第三者に委託するために負担する費用</p> <p>ウ. 回収生産物が否かまたは偶然な事故による異物の混入の有無について確認するための費用</p> <p>エ. 回収生産物の修復費用または再製造費用</p> <p>オ. 代替品の製造原価または仕入原価</p> <p>カ. 回収生産物と引替えに返還する当該生産物の対価</p> <p>キ. 回収生産物または代替品の輸送費用</p> <p>ク. 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用</p> <p>ケ. 回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分</p> <p>コ. 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等</p> <p>サ. 回収生産物の廃棄費用</p> <p>シ. 回収等の実施により生じる費用のうち、共栄火災が特に必要と認めた費用</p> <p>ス. 事故によって失った生産物の安全性に関する信頼度を回復させるために被保険者または回収等実施者が行った広告宣伝活動等に要した費用</p> <p>セ. 共栄火災の承認を得て支出したコンサルティング費用</p> <p>ソ. 在庫品廃棄費用</p> </td> </tr> </table>	飲補 食食 料料 品品 のの 欠欠 陥陥	<p>ア. 異物混入が生じたこと。</p> <p>イ. 食品表示基準の表示義務または食品衛生法第13条第1項に定められた規格・基準を満たさない瑕疵が生じたこと。</p> <p>ウ. 被保険者の過失によって、本来の用途・機能・性能・品質を満たさないうまま飲食物品が販売・供給されたこと。</p> <p>エ. 飲食物品の成分、効能、取扱い等について誤った表示の記載・貼付・添付が行われたこと。</p>	補補 償償 対対 象象 とと なな るる 費費 用用	<p>ア. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用</p> <p>イ. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用またはこれを第三者に委託するために負担する費用</p> <p>ウ. 回収生産物が否かまたは偶然な事故による異物の混入の有無について確認するための費用</p> <p>エ. 回収生産物の修復費用または再製造費用</p> <p>オ. 代替品の製造原価または仕入原価</p> <p>カ. 回収生産物と引替えに返還する当該生産物の対価</p> <p>キ. 回収生産物または代替品の輸送費用</p> <p>ク. 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用</p> <p>ケ. 回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分</p> <p>コ. 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等</p> <p>サ. 回収生産物の廃棄費用</p> <p>シ. 回収等の実施により生じる費用のうち、共栄火災が特に必要と認めた費用</p> <p>ス. 事故によって失った生産物の安全性に関する信頼度を回復させるために被保険者または回収等実施者が行った広告宣伝活動等に要した費用</p> <p>セ. 共栄火災の承認を得て支出したコンサルティング費用</p> <p>ソ. 在庫品廃棄費用</p>	<p>次のいずれかに該当する事由によって生じた損害および費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険契約者・被保険者以外の者の脅迫行為・加害行為 ○ 飲食物品の開発段階での欠陥・瑕疵 ○ 第三者の同種の飲食物品に生じた欠陥 ○ 飲食物品の自然の消耗、摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変色・変質・その他これらに類似の事由(これらの事由が欠陥の結果として発生した場合を除きます。) ○ 保存期間・有効期間を限定して製造、販売等を行った飲食物品の同期間経過後の品質劣化等 ○ 代替品の欠陥 ○ 飲食物品の効能・性能に関する不当表示(実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。)*虚偽表示 ○ 初年度契約の保険期間の開始日より前に被保険者の占有を離れた飲食物品のリコール ○ 法令違反による罰金、過料等 ○ 第三者の身体の障害または財物の損壊について法律上の賠償責任を負担すること ○ 回収品の使用が阻害されたことによって生じた法律上の賠償責任を負担すること ○ リコールの瑕疵、技術の拙劣等により通常のリコールの費用以上に支出した費用 ○ 正当な理由がなく通常のリコールの費用以上に要した費用 ○ 飲食物品のリコールに関して特別の約定がある場合において、その約定により通常のリコールの費用以上に要した費用 ○ 通常要する広告宣伝活動に係る費用 ○ 争訟に要した一切の費用 ○ 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失による事故の発生 ○ 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失による法令または各種義務違反 <p style="text-align: right;">など</p>
飲補 食食 料料 品品 のの 欠欠 陥陥	<p>ア. 異物混入が生じたこと。</p> <p>イ. 食品表示基準の表示義務または食品衛生法第13条第1項に定められた規格・基準を満たさない瑕疵が生じたこと。</p> <p>ウ. 被保険者の過失によって、本来の用途・機能・性能・品質を満たさないうまま飲食物品が販売・供給されたこと。</p> <p>エ. 飲食物品の成分、効能、取扱い等について誤った表示の記載・貼付・添付が行われたこと。</p>					
補補 償償 対対 象象 とと なな るる 費費 用用	<p>ア. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用</p> <p>イ. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用またはこれを第三者に委託するために負担する費用</p> <p>ウ. 回収生産物が否かまたは偶然な事故による異物の混入の有無について確認するための費用</p> <p>エ. 回収生産物の修復費用または再製造費用</p> <p>オ. 代替品の製造原価または仕入原価</p> <p>カ. 回収生産物と引替えに返還する当該生産物の対価</p> <p>キ. 回収生産物または代替品の輸送費用</p> <p>ク. 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用</p> <p>ケ. 回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分</p> <p>コ. 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等</p> <p>サ. 回収生産物の廃棄費用</p> <p>シ. 回収等の実施により生じる費用のうち、共栄火災が特に必要と認めた費用</p> <p>ス. 事故によって失った生産物の安全性に関する信頼度を回復させるために被保険者または回収等実施者が行った広告宣伝活動等に要した費用</p> <p>セ. 共栄火災の承認を得て支出したコンサルティング費用</p> <p>ソ. 在庫品廃棄費用</p>					

補償の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
(つづき) リコール特約	※次のア、～ウ、のいずれかにより、リコールの実施が客観的に明らかになった場合に保険金のお支払い対象となります。 ア. 被保険者または回収等実施者の行政庁に対する届出または報告等 イ. 被保険者または回収等実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告(インターネットによるものを含みません) ウ. 回収等の実施についての行政庁の命令	
構内工作車補償特約	被保険者が構内工作車(フォークリフト等)の事故により、他人の身体の障害および財物の損壊について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 (注1) 施設危険補償条項にて自動車の所有・使用・管理に起因する事故を支払い対象外としていますが、この特約を付帯することでその一部を補償することとします。 (注2) 自賠責保険契約や自動車保険契約を締結されている場合は、それらの保険金のお支払いが優先されます。	○道路法または道路運送法に定める道路において発生した事故に起因する賠償責任 ○登録番号標、車両番号標または標識番号標のある工作車によって発生した事故に起因する賠償責任 など
財物損壊を伴わない使用不能損害補償特約	被保険者が次の①・②の事由により、他人の財物の全部または一部の使用不能について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害*に対して保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは、使用不能の原因となる事象が不測かつ突発的に発生した場合で、使用不能が他人の身体の障害および財物の損壊を伴わずに発生した場合に限りです。 ①被保険者の施設(昇降機を含みます。)の所有・使用・管理 ②施設の用法に伴う保険証券記載の業務の遂行 また、ご契約で生産物(PL)危険補償条項が補償対象となる場合において、被保険者が被保険者によって製造・販売された保険証券記載の生産物に起因する他人の財物の全部または一部の使用不能について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害*に対して保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは、使用不能の原因となる事象が不測かつ突発的に発生した場合で、使用不能が他人の身体の障害および財物(生産物を除きます。)の損壊を伴わずに発生した場合または生産物の損壊のみが発生した場合に限りです。 ※事故が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に発生した使用不能に起因するものに限りです。	次の事由に起因する損害 ○被保険者が所有・使用・管理する財物の使用不能 ○被保険者の故意・重過失による法令違反 ○被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領、背任行為その他の犯罪行為 ○被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた契約の履行遅滞・履行不能 ○知的財産権(特許権、著作権、商標権等)の侵害 ○データ・コンピュータプログラムの損壊 ○被保険者が所有・使用・管理するネットワーク構成機器・設備の機能停止に起因する他人の事業の休止・阻害 ○被保険者が所有・使用・管理するネットワークを通じて提供されたコンピュータウイルスに感染したプログラム・ソフトウェア・データによる他人のプログラム・ソフトウェア・データの消去・破壊 ○施設・生産物の自然の消耗・劣化、さび・かび・変色・変質・発酵・発熱・ひび割れ・肌落ち・その他これらに類似の事由 ○被保険者の親会社・子会社・関連会社に対する賠償責任 ○使用不能が発生した最初の日からその日を含めて30日を経過した後に発生した使用不能 など
食中毒・特定感染症利益補償特約 (注)食品製造・販売業向けのオプション補償です。	次の①～③の事故により、飲食料品の製造・販売業を営む被保険者の営業が休止し、または阻害されたために生じた喪失利益・収益減少防止費用に対して保険金をお支払いします*。 ①記名被保険者の営業施設において食中毒または所定の感染症が発生したこと。 ②記名被保険者の営業施設において製造・販売・提供した飲食料品に起因する食中毒が発生したこと。 ③記名被保険者の営業施設が食中毒または所定の感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがあり、保健所等による消毒、立入り制限その他の処置がなされたこと。 ※事故が発生したことを知った場合は、次の①・②のことを履行しない場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。 ①損失の発生および拡大防止 ②事故の内容等について、共栄火災への遅滞ない通知	○保険契約者・被保険者の故意・重過失または被保険者の故意・重過失による法令違反の結果生じた損失 ○戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動・騒ぎ、労働争議中の暴力行為・破壊行為・違法行為または秩序の混乱によって発生した事故による損失 ○地震・噴火・津波・高潮・洪水によって発生した事故による損失 ○脅迫・恐喝等による営業の妨害行為によって発生した事故による損失 ○特定感染症の感染防止等を目的として被保険者が自主的に営業を休止した場合または都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき営業を休止した場合に生じた損失 など
賃借施設失火賠償責任補償特約	賃借施設の損壊について、以下に該当する損害・費用の発生に対して、保険金をお支払いします。 ア. 被保険者が賃借施設についてその貸主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 イ. 貸主との契約に基づき、記名被保険者が自己費用により賃借施設の修理のために支出した費用(壁や柱等の建物の主要構造部・玄関等、賃借施設使用者の共同の利用に供せられるものを除きます。) (注) サイバー攻撃により生じた事象に起因して賃借施設に火災または破裂・爆発が生じたことに起因する損害に対しては、保険金をお支払いします。	次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害もしくは損壊により被保険者が被る損害 ○被保険者の心神喪失・指図に起因する賠償責任 ○賃借施設が貸主に引き渡された後に発見された賃借施設の損壊に起因する賠償責任 ○賃借施設の自然の消耗・劣化、さび・かび・変色・変質・発酵・発熱・ひび割れ・肌落ち・その他これらに類似の事由、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊 ○賃借施設の欠陥に起因する損壊(保険契約者・被保険者・施設管理者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた場合を除きます。) ○賃借施設の機能に支障をきたさない外観上の損傷・汚損 など (注) サイバー攻撃により生じた事象に起因して賃借施設に火災または破裂・爆発が生じたことに起因する損害に対しては、保険金をお支払いします。

重要事項説明書

- この書面では、ビジネス総合保険制度(企業総合賠償責任保険)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 ⇒ 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ⇒ ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

■ ご加入前におけるご確認事項

1 団体契約の仕組み

この保険契約は、全国中小企業団体中央会を保険契約者とし、全国中小企業団体中央会または都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に参加している事業者を記名被保険者とする団体契約です。記名被保険者が保険料をご負担される場合には、保険契約者が各記名被保険者からのご負担額をとりまとめ、保険契約者から一括してお支払いいただくこととなります。

2 商品の仕組み

契約概要

この保険は、記名被保険者(事業者)が営む事業活動に伴い発生した事故等により、他人の身体の障害や財物の損壊が発生し、損害賠償を負った場合などに被る損害を補償する保険です。

3 被保険者の範囲

契約概要

被保険者の範囲は以下の通りです。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。

■ 下記以外の補償

被保険者は、記名被保険者等となります。

■ 追加被保険者・交差責任補償特約(食品製造業・製造業)

被保険者は、記名被保険者等、販売人^(※)となります。

※記名被保険者の保険証券記載の生産物についての販売業務を行う場合に発生した法律上の損害賠償責任を負う場合のみ

4 基本となる補償内容と主な特約の概要

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償内容と主な特約の概要は、本パンフレットでご確認ください。

5 最低保険料

この保険契約の最低保険料は5,000円が適用されます。

6 補償重複に関するご注意

注意喚起情報

お客さまのご契約について、補償内容が同様のご契約(この保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外のご契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

7 保険金額の設定等

契約概要

本パンフレットをご参照ください。

8 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

- この保険の保険期間は、1年となります。
- この保険の補償は、保険期間の初日の午後4時(加入依頼書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)に開始し、保険期間の末日の午後4時に終了します。

9 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は保険金額、リスク区分、保険料算出の基礎(売上高)等によって決定されます。お客さまが実際にご契約いただく保険料は加入依頼書でご確認ください。

10 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法等は、P.13「保険料のお支払い」でご確認ください。

11 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

■ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務(加入依頼書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■ 告知事項

- 業務(仕事)の内容
- 生産物(財物)の内容 ※生産物危険を補償する場合
- 業種区分
- 他の保険契約
- 保険料算出の基礎数値(売上高等)

■ 「保険料算出の基礎」の確認資料

お申込み時に、保険料を算出するために必要となる「確定保険料算出基礎申告書」をご提出いただきます。また、記載いただいた数値が確認できる資料等のご提示をお願いします。

2 クーリングオフ

注意喚起情報

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

■ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

注意喚起情報

ご加入後に通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは、加入依頼書において☆印がついている項目のことです。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

■ 通知事項

- 業務(仕事)の内容
- 生産物(財物)の内容 ※生産物危険を補償する場合
- 業種区分

2 脱退時の返戻金

契約概要
注意喚起情報

団体契約から脱退する場合、保険は終了となります。取扱代理店または共栄火災営業店にお申出ください。

■ ご注意いただく事項

- 団体契約からの脱退に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

■ その他ご留意いただきたいこと

1 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者の保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)。補償対象となる場合、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

2 個人情報の取扱い

注意喚起情報

- 保険契約者である全国中小企業団体中央会は、本保険契約に関する個人情報を共栄火災に提供します。
- また、全国中小企業団体中央会は、本保険契約に関する個人情報を都道府県中小企業団体中央会・会員組合(以下「傘下団体」といいます。)に提供します。
- この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。)。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

■ 契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

■ 再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。

<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>

- 傘下団体は、本保険契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、団体保険に関する会員の確認、加入者からの照会・応答、その他、団体保険その他傘下団体が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために利用させていただきます。

3 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

4 ご加入の継続について

保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

5 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

■ 指定紛争解決機関 注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル
通話料有料

0570-022-808

受付時間

平日9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

ご加入内容の確認事項 ～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

お申込みいただくにあたっては、ご加入される保険の補償内容やお客さまの設定・選択されたご契約金額(保険金額)や特約がご希望を満たしたのものとなっているか、加入依頼書に記載された内容等について、再度ご確認ください。ご理解のうえ、お申込みいただくようお願いいたします。

■ ご確認いただく事項

- 補償の種類(保険種類・補償する事故の範囲)について、ご確認くださいませましたか。
- 補償の内容(お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合など)や特約の内容について、ご確認くださいませましたか。

- 保険金額(ご契約金額・契約タイプ等)について、ご確認くださいませましたか。
- 保険期間(ご契約期間)について、適切な期間が設定されていますか。
- 払い込みいただく保険料・払込方法について、ご確認くださいませましたか。
- 被保険者の範囲について、ご確認くださいませましたか。
- 加入依頼書等は正しくご記入いただいていますか。
- 適用される可能性のある割引率について、ご確認くださいませましたか。
- 重要事項説明書の内容をご確認・ご理解いただけましたか。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情、各種お見積りは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

もしも事故が起こったら

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日受付

事故受付
コールセンター

通話料
無料

0120-044-077

事故対応(示談等)についてもしっかりサポートします!

賠償損害が発生した場合における保険金お支払いの流れは以下のとおりです。(事故状況やご契約内容により異なる場合があります。)

事故の発生



賠償内容の確定



賠償額の確定

示談の締結

保険金のお支払い

示談等についてアドバイスいたします。*

*相手方との示談交渉をお引き受けするものではありません。



詳しい保険金お支払いの流れはこちら▶

- このパンフレットは「ビジネス総合保険制度」の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。
- ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 保険契約の締結後に、加入依頼書の記載内容に変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災営業店にご通知ください。
- 賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。
- ご加入の際は必ず「重要事項説明書」をご覧ください。

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先